㊗ 小児マル福制度のご案内

正式名称:小児医療福祉費支給制度

▼ 対象になるかた：健康保険に加入をしており、出生から18歳に到達した最初の3月31日までのかた

▼ 日立市独自の制度：所得制限の撤廃、自己負担金の助成、入院時の食事代の助成

600円未満の外来自己負担金や入院時食事代、県外での受診分は支給申請が必要です。
詳細は下記をご確認いただくか、国民健康保険課へご連絡ください。

医療費の助成を受ける

区分	内容
県内	『マイナ保険証等』と『受給者証』を医療機関、薬局の窓口に提示してください。 医療機関の窓口では、下記の自己負担金をお支払いください。 外来自己負担金：1医療機関ごとに、1日600円を月2回まで 入院自己負担金：1医療機関ごとに、1日300円を月3,000円限度まで ※薬局では、自己負担金の支払いはありません。 残りの医療費は、県や市が医療福祉費として医療機関へ支払います。
県外	受給者証が医療機関の窓口で使用できません。 医療機関では健康保険の一部負担金（2割や3割）をお支払いください。 後日、窓口で支給申請が必要です。

支給申請が必要なもの

＊600円未満の自己負担金　＊入院時食事代

＊県外での診療などにより､受給者証を医療機関で使用できなかったとき

→国民健康保険課、各支所または日立駅前出張所の窓口で支給申請をするか、
日立市のホームページからオンライン申請をご利用ください。

〈必要なもの〉

①領収書（受給者氏名、受診年月日、金額、保険点数、医療機関名があるもの）

②請求するかたの銀行口座がわかるもの　③受給者証

※領収書は原本をお預かりします。控えが必要な場合は、ご自身でコピーを用意した上で申請してください。

※他の制度から助成があった場合は、その支給決定通知書も必要です。
（付加給付金、マル福以外の公費負担、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度など）

※申請期限：診療月から5年以内

自動で振り込まれるもの　※同世帯の保護者のかたの口座をご登録ください。

＊受給者証を使用して受診し、自己負担金が600円のとき

→診療月によって、年4回支給されます。
「ヒタチシマルフク」と記帳されますので、支給額とお手元の領収書をご確認ください。
支給決定通知はありません。未振込の場合はお問合せください。

受診月	支給月
1～3月	6月
4～6月	9月
7～9月	12月
10～12月	3月

マル福制度が使用できないもの

＊健康保険が使用できない診療や薬

＊学校・幼稚園・保育園などの管理下(授業、部活動、登下校など)でのケガや病気

→マル福制度の代わりに災害共済給付制度（スポーツ保険）を使用します。
詳しくは学校・幼稚園・保育園の先生に確認してください。

マル福制度を使用するときに、国民健康保険課に連絡が必要なもの

＊交通事故など、第三者の行為が原因となるケガや病気

裏面もご覧ください

受給者証を **もらう**	国民健康保険課、各支所または日立駅前出張所に〈必要なもの〉をお持ちください。 ※未申請のかたには、出生届出または転入届出後２週間以内に案内を送付します。 〈必要なもの〉 ①健康保険の資格情報が分かるもの ＊資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルアプリの端末など （資格取得日、保険者番号、記号、番号、枝番、扶養者名の記載があるもの） ②マイナンバーが分かるもの ③申請者の本人確認ができるもの（マイナンバーカードまたは運転免許証） ④市町村民税課税証明書またはマイナンバーを使用した所得照会への同意書 （④は転入されたかたのみが必要なものです）
受給者証を **更新**する	受給者証は毎年、誕生月の翌月（１日生まれは誕生月)に更新があります。 通知日：有効期間が終了する月の下旬 ＊自動で更新ができるかた：受給者証を送付します。 ＊窓口で手続きが必要なかた：更新手続きの案内を送付します。 ※小学校終了時の更新時は、市単独制度への切り替えがあるため、有効期間が ３月３１日までとなります。４月１日からの受給者証は３月下旬にご案内します。
受給者証の内容 を**変更**する	氏名、住所、健康保険等の内容に変更がある場合には、国民健康保険課、各支所または日立駅前出張所に届出をするか、オンライン申請での変更手続きをしてください。 誤った内容の受給者証は医療機関で使用できません。 〈必要なもの〉 ①健康保険の資格情報が分かるもの ②医療福祉費受給者証 ③申請者の本人確認ができるもの

オンライン申請をご利用ください！

- 健康保険や住所等の資格内容変更
- 受給者証の再交付
- 自己負担金の口座登録
- 支給申請（医療費の払い戻し）

上記の手続きについては、オンライン申請が可能です。
日立市ホームページ内の申請リンクからご申請ください。

ホームページはこちら

お問合せ先

〒317-8601
日立市助川町1丁目1番1号
日立市 保健福祉部 国民健康保険課
医療福祉係
電話 0294-22-3111 内線 204･205
IP 050-5528-5078

令和8年4月改正版